

鳥取県発地域主権型社会において行政サービスを担うメルクマールと業務

○地域主権型社会において行政サービスを担う主体の検討に当たっての考え方 と想定される業務

【第1原則】

- 身近な行政は、身近な市町村（基礎的自治体）で実施する。
- 「補完性の原則」を考え方のベースに役割分担。
(すべての事務は市町村が行うことを原則としながら、市町村で対応できないものは県で、県で対応できないものは国で行う。)

○スピードメリット

- (この観点は、多くの場合、市町村での事務処理が妥当との考え方につながるものと考えられる。)
 《検討している分野の例示》
- 【福祉】生活保護 障がい福祉 児童福祉
 - 【保険】介護保険(サービス給付)
国民健康保険・後期高齢者医療(窓口業務・保険料徴収事務)
 - 【保健】母子保健 健康診断・保健指導
 - 【生活】環境保全 一般廃棄物・資源リサイクル 消費者行政
食品行政 まちづくり 住宅政策(公営住宅)
 - 【土木】道路整備・維持管理(市町村内で完結するものなど)
河川管理(準用河川)

【第2原則】

- 第1原則により市町村が行うことが適当と考えられるものにあっても、スケールメリットの観点から、市町村を越えて対応すべきものについては県
- 《検討している分野の例示》
- 【保険】国民健康保険・後期高齢者医療保険(財政)
 - 【産業等】経済産業振興 観光振興 文化振興 農業振興 林業振興
農地 水産振興
 - 【生活】産業廃棄物
 - 【労働】雇用就業支援 職業訓練
 - 【土木】道路整備・維持管理(市町村を越えるものなど)
河川管理(1級河川・2級河川) 治山
 - 【教育】小・中学校教育 高校教育

【第3原則】

- 住民が参画してみることを決める(決めるべき)分野について、市町村、県、国のどの段階で判断することが適当か。(デモクラシー)
- 《検討している分野の例示》
- 【生活】まちづくり
 - 【教育】小・中学校教育 高校教育